



# 交通安全情報

小・中学生の皆さんへ

## でんどうのボクたちも電動キックボードに乗れるの？



めんきよ  
免許がいないから  
乗れるでしょ？

の  
乗れません！



でんどう うんてん さい  
電動キックボードの運転は、16歳になってから！

～保護者の皆様へ～

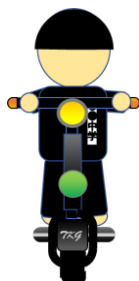
電動キックボード等には、  
運転免許が**必要な**一般原動機付自転車等と、  
運転免許が**不要な**特定小型原動機付自転車  
があります。

16歳未満のお子様は、  
電動キックボードを運転してはいけません。

**注意！** ～16歳未満の者に、提供することも禁止です～



運転



提供

- ・ 16歳未満の者が運転することは禁止です。
- ・ 16歳未満の者に特定小型原動機付自転車を提供（貸し出しや、買い与えること等）することも禁止です。
- ・ 違反した場合は運転者も車両を提供した方も罰せられることがあります。

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！





高校生以上の皆さんへ



# 交通安全情報

私たち、16歳になったけど、  
どんな電動キックボードでも免許なしで乗れるのかなあ？

特定小型原動機付自転車(特定原付)  
にあたる電動キックボードは、16歳以上  
であれば**免許不要**になりました。

**ですが...**

全ての電動キックボードが、  
免許不要になったわけではありません！



特定小型原動機付自転車には、

- ・長さ190cm以下、幅60cm以下
- ・定格出力が0.60kW以下
- ・最高速度20km/h以下 等の基準があります。

基準に合わないものは、見た目が電動キックボードでも、一般原動機付自転車や自動車(自動二輪車等)になり、運転には免許が必要です。



特に、インターネット販売などで購入する場合は基準に適合しているか、十分に注意しましょう。

購入後は、標識(ナンバープレート)の取付や自賠責保険(共済)に加入しなければ、公道で運転することはできません。

運転前や購入前に、よく確認しましょう。

事前に交通ルールを勉強する必要があります。

交通違反をした場合は、交通反則切符等による取締りの対象となります。

## \* その他 \*

- 1 万一の場合に備え、乗車用ヘルメットの着用・任意保険の加入をしておきましょう。
- 2 シェアリングの電動キックボードを利用する際、他人の身分証やクレジットカードで登録すると、別の犯罪になります。



未成年の方が利用する際は、保護者や学校等とよく相談しましょう。

警視庁公認  
交通安全  
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>



または  
警視庁の  
サイトへ

